

卒業認定について

学則第24条に則り、 学校長は、第17条に定める授業科目の単位修得の認定を受けた者について、学校運営会議の議を経て、卒業を認定します。ただし、欠席日数が、出席すべき日数の3分の1以上の者については、原則として卒業を認定しません。在学年限についても学則により定められております。